

【房総きのこ今昔】

生実藩領椎名上郷の御用留・名主文書にみる茸記録

吹春 公子

2021年3月、『生実藩領椎名上郷の御用留』が、NPO 法人ちば・生浜歴史調査会によって刊行されました(図1)。2019年に発行された『椎名上郷名主文書』の姉妹書です(図2)。千葉市緑区茂呂町の鴫田博幸家^{*1}に残る、寛政12(1800)年～慶応3(1867)年の記録を中心に、前者は「御用留」の内容目録とともに12のトピックスが掲載され、さらに同会の古文書学習会の方々によって、天保10(1839)年の1年間の記録が読み下されています。後者は鴫田博幸家文書の目録と地域の管理についての7つのトピックスが掲載され、きのこを含む献上品についてまとめられた項目もあります。いずれも、理解を深める解説もつけられた労作です。

このたび、会員のみなさまへもお知らせしたいと、きのこの登場する部分を抜き出して掲載することのご快諾をいただくことができましたので、一部をご紹介します。

江戸時代の千葉県は、江戸から近いという背景から幕府の直轄地や藩領、旗本領が多数配置され、生実藩はいまの千葉市中央区の南西から同緑区西部地域を領地としていました。

江戸幕府から出された伝達は、江戸にある生実藩上屋敷(いまの神田神保町駅前あたりにあった)から千葉の生実役所へ届き、要回覧など内容によっては生実役所から割元名主を通じて領地内12(19)の村々^{*2}へ連絡されたそうで、このような役所などからきた公式文書等を各名主が記録した帳簿を「御用留」

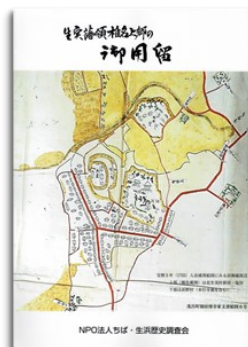


図1 表紙

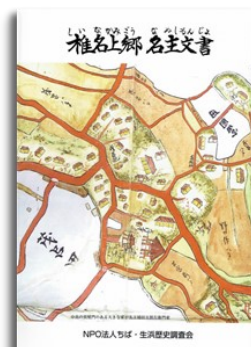


図2 表紙

といい、茂呂村の鴫田家が書き留めた約70年にわたる記録のなかには、千葉県を代表するきのこハツタケやショウロの献上記録が、定期的に多数みられます(図3・図4、表1)。

ハツタケもショウロもマツの外生菌根菌で、よく手入れされた林床に発生します(マツは黒松と書かれている)。生実藩の所有する「御林」で、種、苗から落葉落枝、下草刈りにいたるまで、林が管理されていたからこそ、ともいえるきのこの献上記録は、貴重な公式の発生記録ともいえます。

このほか、ハツタケを塩漬けにして納入したことや発生の遅れで上納が延期となったこと、ショウロは傷みがないように納めるようにというお達しなども記録されており、どのように扱われてきたのかたいへん興味深く、また、初入部というお殿様(第9代藩主、森川俊民)の初領地入りの記録では、領地巡見の昼食の際、ハツタケがお好きとのことから、その場で採ったものを塩焼してお出したということも書かれています(図5)。

表1は、椎名上郷の御用留の内容目録のなかから、ハツタケとショウロの事項を抜き出したものです。文化元年(1804)年から江戸時代のほぼ終わりの慶応3(1867)年まで、概ね一年に一回はハツタケとショウロが献上されています。お料理の詳細は知る由もありませんが、季節の香りをお殿様も楽しみにしていたのではないのでしょうか。

ハツタケは、ほかの食用きのこに先駆けて発生することからその名がありますが、御用留に記載された旧暦の日付を現代のグレゴリオ暦に置き換えてみますと9月中旬~10月中旬にあたり、秋のきのこの時期としてはそれほど早いことはないようです。しかし現在の観察では、発生のピークが梅雨明け頃と秋の2回あることが知られているため、名前の由来は1回目の発生によるものようです。千葉は標高も緯度も低く、他地域で発生しているも千葉ではまだ発生していないというタイムラグを考慮すると、御用留めのハツタケの記録は、2回目の発生を記録したものでしょう。余談ですが、昭和50年頃に聞いた話では、むかしは夏に発生したものは気持ちが悪く、食べることはなかったといえます。

ショウロは、研究者によって分類がすずみ、現在では数種類が知られていますが、千葉では区別することなく食用としています。成熟すると徐々に黄土色となり、終いには液状化しあたかも腐ったようにみえます。食用には白くてかたく、傷ついていないものが好ましく、成熟したものは適さないので、天保13年の記録に「腐り無きよう検分の達」とあるのは、単に腐っているものを除去することに加えて、このような状態のものも除去することを含んでいるものと思われます。

さて、千葉のマツ林のきのこ御三家といえはハツタケ・アマタケ・ショウロです。いまでもとくに北総地域(下総地方)で好まれていますが、御用留めの記録にはこのうちアミ

タケが見当たりません。しかし、記録がないというのも立派な記録です。つまり、アマタケはハツタケと同じ時期に発生し、収量も多かったと思われるにもかかわらず、献上品とはされなかったということです。きのこは毒をもつ生き物であるため、例えばハツタケは乳液が暗赤色から青緑色に変色することで判別でき、ショウロは発生時に紛らわしいものがないなど、確実に識別できるものしか食用とはされてきませんでした。じつはアマタケは煮ると赤紫色になるという大きな特徴がありますが、さすがに水煮を献上するわけにはいかなかったことでしょう。煮なくとも、管孔が粗く放射状に肋がでるという特徴はありますが、同所に発生するチチアワタケやヌメリイグチと混同されやすく、それを表すかのように、千葉ではいずれも‘しばたけ’とよばれることがあります。それぞれ食用とされてはきたものの、ヌメリイグチとチチアワタケはいまでは体質により中毒する要注意きのこになっており、もしかすると当時も中毒した人がいたのかもしれませんが。お殿様に万が一はあってはならないため、紛らわしいものは避けるという細心の注意が払われていたことがうかがえるとともに、大量のアミタケのゆくえが気になるところです。

‘御用留’には、献上定式という品質や量の取り決め記録もあります(図6)。領地には海(江戸湾=東京湾)に面した村々もありましたが、椎名上郷には海がなく、献上品としては山の幸であるショウロ、ハツタケ、ワラビが納められていました。これまで品質や収量には村々にばらつきがあったことから、良品の選別や収量が定められ、生実役所から通知されました。「松露5合、初茸115」とあるのは、椎名上郷全体での量です。カサと柄のあるきのこはふつう‘本’または‘個’を用いて数えますが、ショウロは丸く大きさがまちまちのためか、総重量で決定されています。

概算ですと、お米1合が約150gとすれば、5合は約750gで、ショウロは見栄えのする3cm程度を揃えるとすれば、ひとつが約4gほどとなり、一合では37.5個、5合では187.5個となります。マツの年数や降水量、採集のタイミングにもよるとはおもいますが、傷がない幼菌だけを選ぶには、ゆうに倍は必要で、実際に天保13年の記録では、椎名上郷の村々から10合(1升)が集められています(図7)。

ハツタケは、おそらく献上するのは100個で、15個は輸送途中の傷みを想定した予備とおもわれます。ハツタケは細胞が球状であることから繊維状に裂くことができず、ぼろぼろと肉が崩れやすいという特徴があり、壊れたり傷ついたりすると乳液が暗赤色から青緑色に変色します。飛脚による運搬ですので、シダなど緩衝材を入れたとしても、ぶらぶらと吊るして運搬したとしても、江戸までの距離では傷は避けられなかったこととおもいます。あまりにも変色していると見栄えが悪く、またカサが欠けるなど、壊れた姿では料理の出来にも影響があったかもしれません。115個は、例年の経験からの収量決定であったとおもわれますが、さらに念を入れ、嘉永2年の記録では5つ増しの120個が納められています(図8)。

献上定式が制定されたにもかかわらず、翌年の天保13年は、納められたショウロ(図7の献上分)のうち2つの村で鮮度が悪く、採り直しが命ぜられ、さらに今後も選別を怠らないよう注意指導されています(図9)。しかし本当に腐っているものを入れるわけではなく、いまでも個体を割らない成熟の見極めはやはりむずかしいもので、村人たちの苦勞が記録をとおしてよく伝わってきます。天候によって発生が左右されるショウロやハツタケ。命令がきても、採集日がもし荒天であったなら、濡れながら励まねばならず、雨に濡れたきのこはとくに傷みやすく、夜を徹して選別をしたとはいえ、冷蔵庫のない時代、江戸に届くまでには、蒸れたり、カビが生えたり、虫害

が発生することもあったことでしょう。村々からの特産品の献上は、統治や支配のパロメーターともなっており、記録の残る約70年間は繰り返し献上が行われていることからみれば、無事安泰であったといえるようです。

このほかにも御用留には、お殿様(第8代藩主、森川俊知)がハツタケがお好きとのことで2度目の献上をした記録(図10)、ハツタケが進物品として使われたこともわかる記録(図11)などもあります。ご進物はどなたにお持ちになられたのでしょうか。選別ではじかれたハツタケやショウロは村人が口にすることはできたのでしょうか。興味はつきず、ハツタケがとくに千葉で好まれるルーツがこのあたりにあるような気がしてなりません。

なお、冊子は千葉市の図書館で閲覧することができます。

注釈

※1 鴫田家は、椎名上郷代々名主、戸長、連合戸長、椎名村村長を務められました。古文書は昭和58(1983)年2月末に発見され、現在は千葉市立郷土博物館に寄託されています。

※2 北生実村、南生実村、浜野村、村田村、古市場村、上郷(茂呂村、中西村、落井村、富岡村、小金沢村、大金沢村)、下郷(刈田子村、谷津村、駒崎村)、有吉村、野田村、遍田村、平山村、小花輪村

謝辞

本誌掲載にあたり、白井孝様代表NPO法人ちば・生浜歴史調査会の皆様、古文書の掲載をご許可くださいました鴫田博幸家の皆様、千葉市立郷土博物館の皆様には写真撮影でお世話になりました。NPO法人ちば・生浜歴史調査会の今井公子氏には、適切なご助言をいただきました。ご厚意に深く感謝申し上げます。

文献

- NPO法人ちば・生浜歴史調査会『生実藩領椎名上郷の御用留』(2021年3月31日発行)
- NPO法人ちば・生浜歴史調査会『椎名上郷名主文書』(2019年3月31日発行)

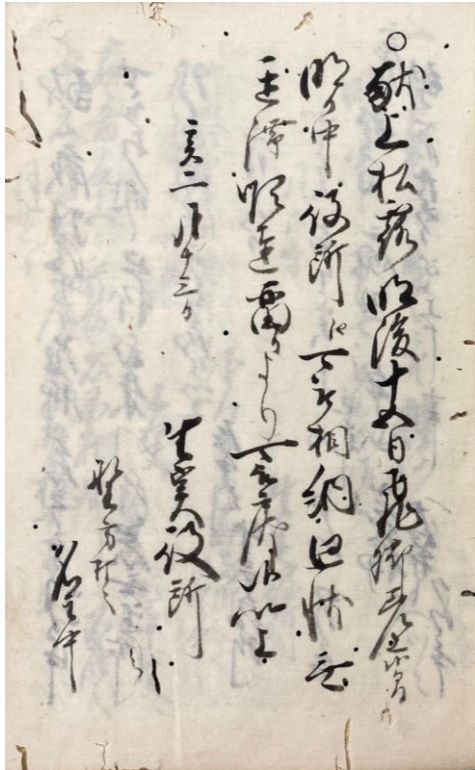


図3 献上松露の記録 (天保10年2月13日)
生実役所より山野がある村々へ、明日中に献上松露を上納すべきことを通達している。明後日に飛脚で江戸役所へ運搬するため。(解説より抜粋)
[史料番号: 冊239号]

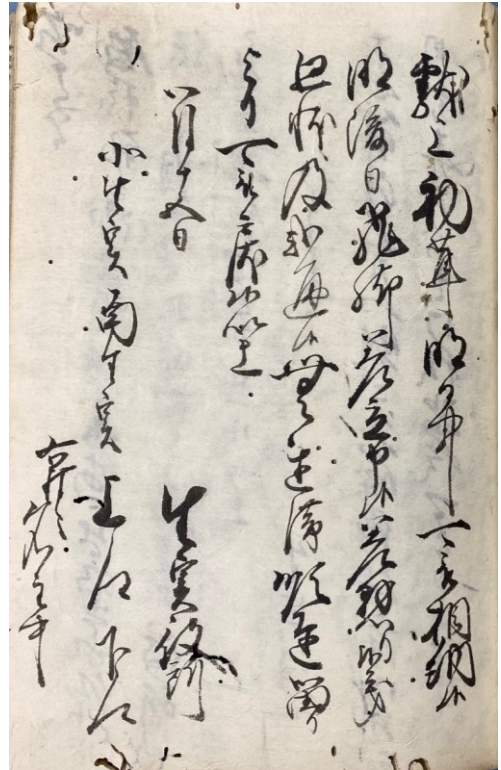


図4 献上初茸の記録 (天保10年8月15日)
生実役所より4つの村へ、献上初茸の納入命令。急ぎにつき野付き村を分けて廻状を2通まわしている。(解説より抜粋) [史料番号: 冊239号]

【訳文】

○献上松露、明後十五日飛脚差立候間、明日中役所江可被相納、廻状無
遅滞順達、留りより可被戻候、以上
亥一月十三日 生実役所
野方村々
名主中

【読み下し文】

献上松露、明後十五日飛脚差立候あいだ、明日中、役所へ相納めらるべし。廻状遅滞無く順達留りより戻さるべく候、以上。
(月日・差出人・宛先省略)

【訳文】

献上初茸、明日中可被相納候、明後日飛脚差立申候、差掛り候義廻状及式通候、無遅滞順達、留りより可被戻候、以上
八月十五日 生実役所
北生実 南生実 上郷 下郷
右村々 名主中

【読み下し文】

献上初茸、明日中相おさめらるべく候。明後日飛脚差立てもうし候。差し掛かり候儀廻状二通および候。遅滞なく順達留りより戻さるべく候、以上。
(月日・差出人・宛先省略)

※差し掛かり=急ぐ。差し迫る。

【釈文】

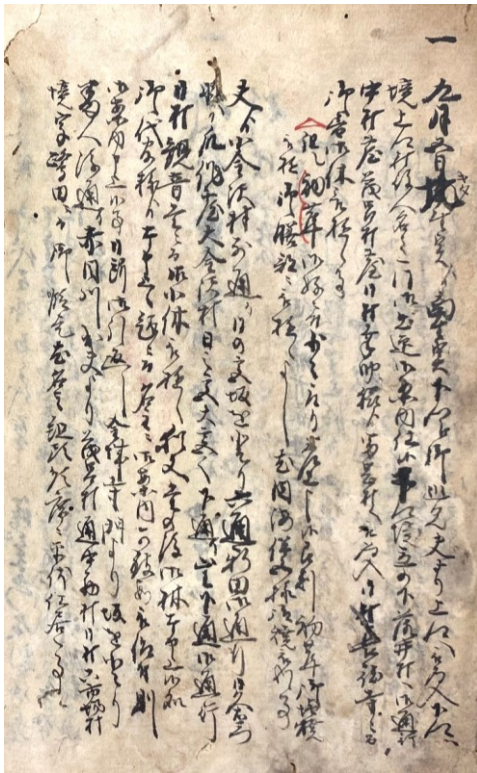


図5 初入部、巡見の上郷村々案内道筋・屋食・御林案内の記録 (天保10年9月5日)

【史料番号：冊250号】

一 九月五日北生実方南生実・下郷江御巡見、夫より上郷へ被為入下郷ハ境上郷村役人名主一同御出迎案内仕候、下郷境立の下落井村へ御通行中村台・茂呂村台・同村幸助脇方富岡村へ被為人、同村長徳寺二而御昼御休被遊候事

△但し初茸御好二付少々取り差上申上候、即刻初茸御塩焼被遊、御膳部二被遊候よし、尤、内海伴五様御焼被成候事

夫方小金沢村前通りの日の宮坂を登り六通新田御通行、同久右衛門脇方瓜作台、大金沢村日の宮大宮之下通山王下通御通行、

同村観音堂二而御小休被遊候、猶又、堂の後御林奉申上候処、御代官様方奉申上候趣二而名主二御案内可致様被仰付、則

御案内申上候事、同所御引返し金城寺門より坂を登り番人後通り赤目川出、夫より茂呂村通中西村、同村古市場村

境字鷺田二而御暇迄、尤、名主組頭順席二平伏仕居候事

【読み下し文】

一 九月五日北生実より南生実、下郷へ御巡見。それより上郷へ入らせらる。下郷境へ上郷村役人・名主一同御出迎え、御案内仕り候。下郷境(字)立の下落井村へ御通行。

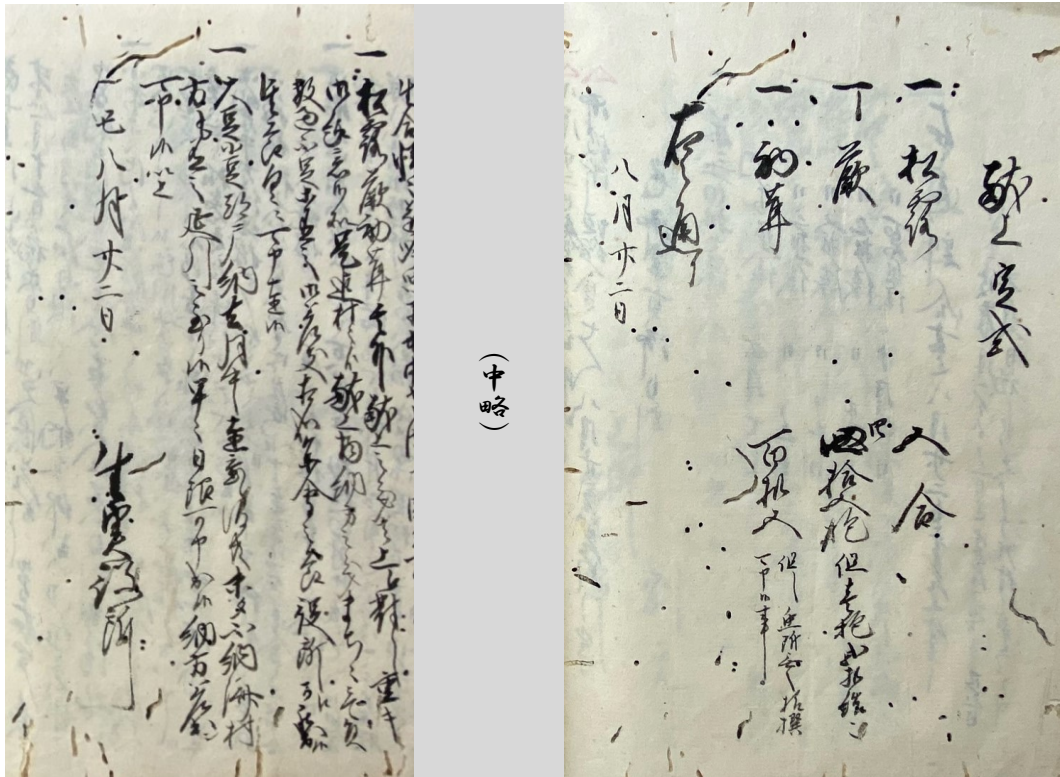
(字)中村台・茂呂村(字)台・同村幸助脇より富岡村へ入らせらる。同村長徳寺にて御昼お休みあそばされ候こと。

△ただし、初茸御好みにつき、少々採り差し上げもうし候。即刻初茸御塩焼きあそばされ御膳部にあそばされ候よし。もつとも、内海伴五様御焼なされ候こと。

それより小金沢村前通り日の宮坂を登り、六通新田へ御通行。同久右衛門脇より瓜作台、大金沢村・日の宮大宮の下通り・山王下通り御通行。同村観音堂にて御小休みあそばされ候。

なおまた、堂の後ろ御林申し上げ奉り候ところ、御代官様より申上げ奉り候趣にて、名主に案内いたすべきよう仰せつけらる。すなわち御案内もうしあげ候こと。

同所御引き返し、金城寺門より坂を登り、番人後ろ通り赤目川。それより茂呂村通中西村、同村古市場村境字鷺田にて御暇迄。もつとも、名主・組頭順席に平伏つかまつり居り候こと。



(中略)

図6 献上定式／上郷の松露・蕨・初茸の納入定量の記録(天保12年8月22日) 今までの献上品の納めかたは、村々によってまちまちで、品質も一定していないのは献上品としてよくないことから、定式を村々に徹底させ、品質の向上と献上の重要性を通知したもの。(解説より抜粋) [史料番号：冊253号]

【釈文】

献上定式

- 一 松露 五合
- 一 蕨 四拾五把 但 耆把式拾結
- 一 初茸 百拾五 但し 虫附無之様撰

右之通り
 (天保十二年) 八月廿二日
 可申候事

(取納米の早納め、俵捲え、囲い米など納め方の通達事項を略す。)

- 一 松露・蕨・初茸其外献上之義は、上江対し重キ御趣意候処、是迄村々方献上物納方之義まち／＼にて員数過不足等有之御差支相成、参会之節役所江可罷出候、其節具二可申達候
- 一 大豆・小豆・胡麻納去月中達置候得共、未夕不納済村方も有之延引之至り候、早々日限可申出候、納方差出シ可申候、以上

丑八月廿二日 生実役所

※定式(じょうしき)
 =やりかた、ていしき

← 図6のつづき

【読み下し文】

献上定式

一 松露 五合

一 蕨 四十五把 但し、一把二十結び

一 初茸 百十五 但し、虫付きこれ無きよう撰び申すべく候こと。
右のとおり

八月二十二日

(収納米の早納め、俵拵え、囲い米など納め方の通達事項を略す。)

一 松露・蕨・初茸そのほか献上の義は、上え対し、重き趣意候ところ、
これまで村々より献上物納めかたの義まちまちにて員数過不足等
これあり、お差し支えあいなる。参会の節、役所え罷り出つべく候。
その節つぶさに申し達すべく候。

一 大豆・小豆・胡麻納め去月中達しおき候えども、いまだ納め済まざる
村かたもこれあり、延引の至り(に)候。早々日限申し出づべく候。
納め方差出し申すべく候、以上。

丑八月二十二日

生実役所

↓ 図7 献上松露の記録(天保13年2月25日)

翌日に納めるため、急ぎで廻状が2通まわされている。松露が腐っていないか検査をしたうえで、上郷は五合納めるよう命令が出されている。朱筆は名主が実施結果を記録したもので、集荷量の合計は、10合となっている。(解説より抜粋)

[史料番号：冊262号]

【釈文】

廻状 御領分地廻り野付九ヶ村 名主 組頭
百姓代

献上松露 明廿六日可被相納候、尤昨年中請書差出候
通相心得腐等無之様、村役人共見分之上役所江
可差出候、差掛り候儀二付廻状式通ヲ以相達申候、
廻状早々順達、留り村方役所江返却可有之、以上

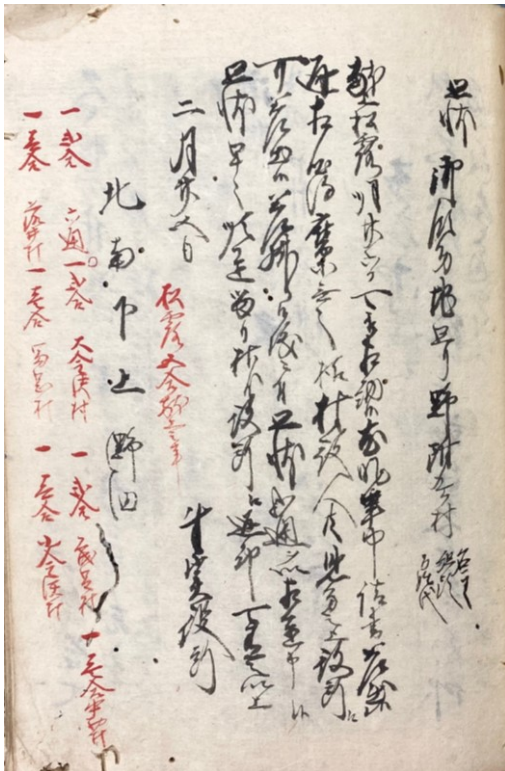
(天保十三年) 二月廿五日

生実役所

(朱筆) 松露五合献上之事

北 南 下 上 野田

一 式合 六通 一 式合 大金沢村 一 式合 茂呂村 一 壹合 中西村
一 壹合 落井村 一 壹合 富岡村 一 壹合 小金沢村



← 図7のつづき

- ※廻状 (かいいじょう) = 役所などからの回覧通知
- ※野付 (野付) = 原野についている所。生実藩では台地の山間部。
- ※請書 = 承知した旨を記した書類
- ※留り村 (止り村) = 回覧の最後の村

【読み下し文】

廻状 御領分地廻り野付九か村 名主 組頭 百姓代

献上松露、明二十六日相納めらるべく候。もつとも昨年中請書差し出し候とおり相心得、腐り等これ無き様、村役人共見分のうえ役所へ差し出すべく候。差し掛かり候儀につき廻状二通をもつて相達し申し候。

廻状早々順達、留り村より役所へ返却これあるべし、以上

二月二十五日

生実役所

松露五斗献上のこと

北 南 下 上 野田

- 一 式合 六通
- 一 式合 大金沢村
- 一 式合 茂呂村
- 一 壹合 中西村
- 一 壹合 落井村
- 一 壹合 富岡村
- 一 壹合 小金沢村

↓ 図8 献上初茸の記録 (嘉永2年9月2日) 辰上刻 (現在の午前7時ごろ) に役所から上郷へ初茸を明日納めよ、という命令が出され、翌日に定められた115個を上回る120個を納めたことが記録されている。集荷は上郷村々の共同の倉庫で行われた。(解説より抜粋)

[史料番号：冊349号]

【読み下し文】

例年のとおり初茸、明三日当役所へ相納め申すべく候。

九月二日 辰上刻

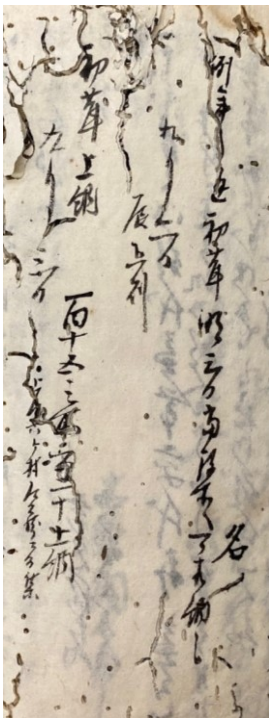
初茸上納 百十五のところ百二十上納
九月三日 上郷六か村郷蔵にて集める。

【釈文】

例年之通初茸、明三日当役所へ可相納申候

(嘉永二年) 九月二日 辰上刻

初茸上納 百十五之所百二十上納
九月三日 上郷六ヶ村郷蔵二而集



※辰上刻 = 「辰」は朝7時～9時ごろ、その最初の7時ごろ

※郷蔵 (ごうぐら) = 郷村に設置された共同の倉庫

【読み下し文】

廻状 ご領分地廻り野附九ヶ村 名主・組頭・百姓代

(献上納通達本文・月日・差出人・宛先省略)

なおもつて、

- 一 一昨二十六日松露相納め候節、北生実村・平山村右二か村の儀は村役人ども得と見分致さず候や、失旨宣しからず品差出し、利解のうえ取直し申しつけ候ことに候あいだ、右様これ無きよう一同申し合わせ念を入れ相納めらるべく候。
- 一 外村々は昨丑年仰せ出だされ候御趣意のとおり相守り候えども、なおまた念を入れ相納むべく候、以上。

(蕨收量略)

【釈文】

廻状 ご領分地廻り野附九ヶ村 名主・組頭・百姓代

百姓代

献上蕨、明後晦日可被相納候、尤昨年中請書差出候

通相心得、能々村役人共見分之上役所江可差出候、

右廻状早々順達、留り村方役所江返却可有之候、以上

(天保十三年) 二月廿八日 生実役所

(朱筆) 蕨四拾五把献上之事

但巻把二付式十本結

北生実 南生実 有吉 下郷 上郷

野田 遍田 平山 小花輪

猶以

一 一昨廿六日松露相納候節、北生実村・平山村右式ヶ村之儀は

村役人とも得与不致見分候哉生合不宣品差出、利解之上取直シ

申付候事二候間、右様無之様一同申合念入可被相納候

一 外村々は昨丑年被 仰出候御趣意之通相守候得共、猶又念入可相納候

以上

(朱筆)

一 蕨十五は 茂呂 一 蕨十は 中西 一 蕨十は 落井 一 蕨十は 富岡

一 蕨十は 小金 一同十は 六通 一同十五は 大金

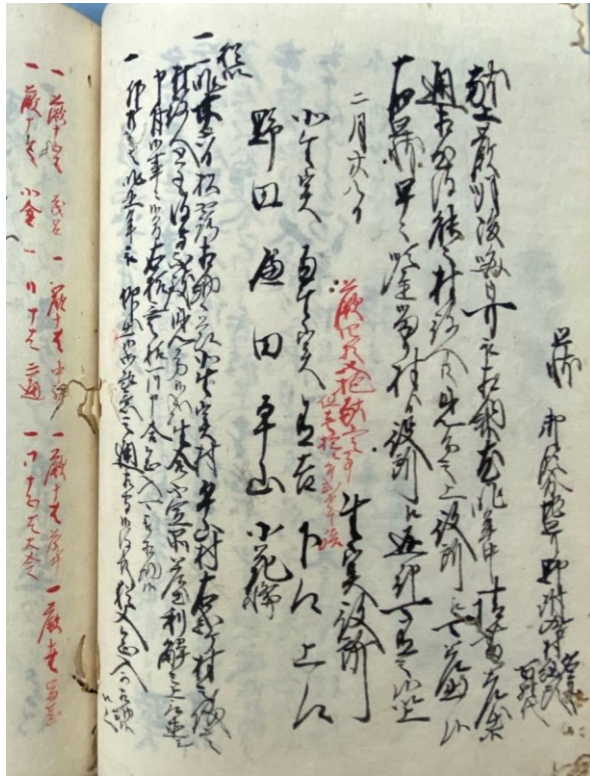
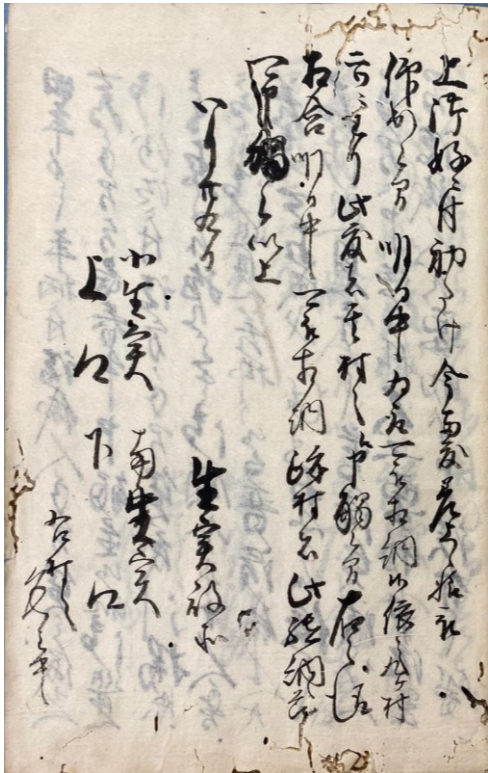


図9 献上蕨の記録と献上松露の採り直し命令 (天保13年2月28日)

図7の廻状でのショウ口献上品で、品質が悪く、採り直しをさせられた村があったので、そのようなことがないように念を入れて検分するよう命令が出されています。(解説より抜粋) [史料番号:冊262号]

※得与 (とくと) = しっかりと
※生合 (なまあい) = 新鮮
※被 仰出 (おおせいだされ) = お上より言いつけられた



上御好二付初たけ今両度差上候様被
仰出候間、明日中為取可被相納候、依之九ヶ村
二ツニわり、此度は其村々江申触候間、右之趣
相含明日中可被相納、跡村は此繼納候節
可申触候、以上
(天保八年) 八月廿九日
生実役所
北生実 南生実
上郷 下郷
右村々 名主中

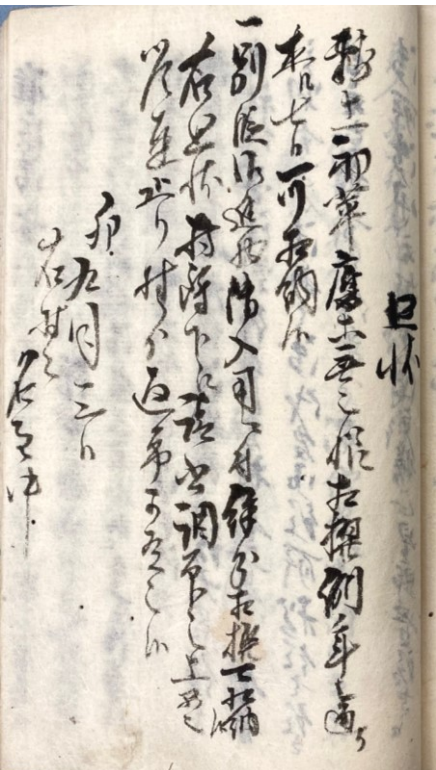
【釈文】

【読み下し文】
上、御好みにつき初茸いま両度差し上げ候よう仰せ出だされ候あいだ、
明日中取らせ相納めらるべく候。これより九ヶ村二つに割り、この度
はその村々え申し触れ候あいだ、右の趣き相含み明日中相納めらるべし。
あと村はこのつぎ納め候節申し触るべく候、以上。

(月日・差出人・宛先省略)

図10 献上初茸の記録(天保8年8月29日) [史料番号: 冊223号]

上(第8代藩主、森川俊知)がお好みとのことでまた差し上げるという2度目の献上命令。



廻状
献上初茸、腐等無之様相撰例年之通り
来ル七日可相納候
一 別段御進物御入用ニ付余分相撰可相納候
右廻状村附下江請書調印之上早々
順達、止り村を返却可有之候
(慶応三年) 卯九月三日
右村々 名主中

【釈文】

【読み下し文】
廻状
献上初茸、腐りなどこれ無きよう相撰び、例年のとおり
来る七日相納むべく候。
一 別段、御進物御入用につき余分相撰び相納むべく候。
右廻状村附下え請書・調印の上早々順達、
止り村より返却これあるべく候。

(月日・差出人・宛先省略)

図11 献上初茸・御進物用とも納入の記録(慶応3年9月3日) [史料番号: 冊564号]

※別段=特別に

表1 椎名上郷の御用留内容目録よりハツタケとショウロの記録一覧

史料番号	年号	日付	内容	差出人	宛先	グレゴリオ 暦換算
冊 577 号	文化元 (1804)	8月25日	(初茸を27日までに納めにつき通知)	尾崎太郎兵衛	右村々名主中 (野付村)	9月28日
		8月29日	(猶又初茸を2日まで納めの達)	尾崎太郎兵衛	有吉村 上郷 下郷 野田村 遍田村 平山村 右村々名主中	10月2日
	文化2 (1805)	2月28日	(松露納入の通達)	尾崎太郎兵衛	北生実村 南生実村 下郷 上郷 有吉 村 野田村 遍田村 平山村 小花輪村 右村々名主中	3月28日
		3月2日	(松露の追加納入の通達)	尾崎太郎兵衛	小花輪 平山 遍田 野田村 有吉 上 郷 下郷 右村々名主中	4月1日
冊 113 号	文化14 (1818)	2月15日	(男子誕生、御名松平信之進の御触れ伝達、松露納入・松の実・杉苗の例年通り上納、宗門改めの達)	尾崎太郎兵衛	御領分村々	4月1日
冊 131 号	文政4 (1821)	9月10日	(山手御年貢上納の達、初茸塩漬けにする旨通知)	尾崎太郎兵衛	(地廻り野付村々)	10月5日
		9月13日	(初茸上納、初茸の塩漬け納入の通知)	(割元)	上郷 下郷	10月8日
		9月18日	(初茸と塩漬け初茸の江戸へ納入した通知)	尾崎太郎兵衛	北生実 南生実村 有吉村 上郷 下郷	10月13日
		9月22日	初茸 (再度の納入の達)	尾崎太郎兵衛	南生実村 有吉村 下郷 上郷 右村々 名主中	10月17日
冊 198 号	天保7 (1836)	2月14日	(献上松露について達)	生実役所	北生実 南生実 上郷 下郷 有吉 野 田 遍田 平山 小花輪 右村々名主中	3月30日
		8月20日	(初茸御用につき納入の達)	生実役所	野方村々	9月30日
冊 223 号	天保8 (1837)	8月25日	(献上初茸納入の達)	生実役所	北生実 南生実 上郷 下郷 有吉 野 田 遍田 平山 小花輪 右村々名主中	9月24日
		8月29日	(初茸の二度目の献上につき達)	生実役所	北生実 南生実 上郷 下郷 右村々名 主中	9月28日
	天保9 (1838)	3月6日	(献上松露の上納の達)	生実役所	北 南 下 上 有 野 遍 平 小 右村々名主中	3月31日
冊 239 号	天保10 (1839)	2月13日	(献上松露上納につき達)	生実役所	野方村々名主中	3月27日
		8月15日	(北生実村外3村へ献上初茸上納の達)	生実役所	北生実 南生実 上郷 下郷 右村々名 主中	9月22日
冊 250 号	天保10 (1839)	9月5日	初入部、巡見の上郷村々案内道筋・昼食・御林案内の記録			10月11日
冊 248 号	天保11 (1840)	2月25日	(献上松露の上納の達)	生実役所	北生実 南生実 上郷 下郷 有吉 右 村々名主中	3月28日
		9月10日	(献上初茸上納の達)	生実役所	北生実 南生実 上郷 下郷 有吉 野 田 遍田 平山 小花輪 右村々名主中	10月5日
冊 253 号	天保12 (1841)	2月15日	(献上松露の上納通知)	生実役所	北生実 南生実 有吉 下郷 上郷 野 田 扁田 平山 小花輪	4月6日
		8月17日	廻状(収納米早納め、初茸献上、山年貢上納につき達)	生実役所	地廻り村々名主中	10月1日
		8月22日	献上定式(上郷の松露・蕨・初茸の納入定量)			10月6日

史料番号	年号	日付	内容	差出人	宛先	グレゴリオ 暦換算	
冊 262 号	天保13 (1842)	2月25日	廻状(松露献上、腐り無きよう検分の達、上郷は5合納め)	生実役所	北 南 下 上	4月5日	
		2月28日	廻状(献上蕨の納入通達、上郷は45把納め、献上松露の採り直し命令)	生実役所	北生実 南生実 有吉 下郷 上郷 野田 遍田 平山 小花輪	4月8日	
		8月25日	廻状(献上初茸の納入達)	生実役所	北生実 南生実 有吉 下郷 上郷 野田 遍田 平山 小花輪	9月29日	
冊 284 号	天保14 (1843)	2月27日	廻状(献上松露の納入の達)	生実役所	北生実 南生実 有吉 下郷 上郷 野田 遍田 平山 小花輪 右村々名主組頭中	3月27日	
		9月6日	廻状(献上初茸納入の達)	生実役所	北生実村外8村年寄名主組頭中(野附け九か村)	9月29日	
		9月25日	(時節おくれにつき茸狩りの延期の通知)	生実役所	北生実村 遍田村 野田村 有吉村 南生実村 下郷 上郷 村々名主中	10月18日	
	天保15 (1844)	2月13日	廻状(献上松露の納入の達)	生実役所	北生実 南生実 有吉 下郷 上郷 野田 遍田 平山 小花輪 右村々名主中	3月31日	
冊 303 号	天保15 (1844)	8月17日	(献上初茸の上納の達)	生実役所	野附村々名主中	9月28日	
		弘化2 (1845)	8月11日	(献上初茸の上納の達)	生実役所	(野附け村)	9月12日
		8月15日	(献上初茸がまだ生えてないので日限延期の達)	生実役所	(野附け村)	9月16日	
	弘化3 (1846)	3月4日	廻状(献上松露上納の達)	生実役所	(北生実外8村野附け村)	3月30日	
冊 347 号	嘉永元 (1848)	9月7日	廻状(献上初茸納入の達)	生実役所	(野附け9か村)	10月3日	
冊 349 号	嘉永2 (1849)	9月2日	(初茸上納の達 上郷6村115個を3日に上納)	生実役所	(野附け9か村)	10月17日	
冊 358 号	嘉永2 (1849)	3月6日	廻状(献上松露上納の達)	生実役所	(野附け9ヶ村)	3月29日	
		9月2日	廻状(献上初茸上納の達)	生実役所	北生実村 南生実村 上郷 下郷 有吉村 野田村 扁田村 平山村 小花輪村	10月17日	
冊 478 号	万延元 (1860)	8月24日	廻状(献上初茸の納入通達)	生実役所	北生実 南生実 上郷 下郷 有吉 野田 遍田 平山 小花輪 名主中	10月8日	
冊 484 号	文久元 (1861)	2月24日	廻状(献上松露の納入につき達)	生実役所	北 南 上 下 有 野 平 扁 小花九ヶ村	4月3日	
冊 494 号	文久2 (1862)	3月9日	廻状(献上松露の上納の達)	生実役所	北南上下有野扁平小花輪迄	4月7日	
冊 507 号	文久3 (1863)	正月29日	廻状(献上松露を納入の達)	生実役所	北南上下有野扁平小	3月18日	
冊 583- 1号	慶応2 (1866)	2月17日	廻状(献上松露の納入通知)	生実役所	右九ヶ村(野付き村)	4月2日	

* 史料番号は、千葉市立郷土博物館の整理番号です

* グレゴリオ暦への換算は、国立天文台のデータベースによるものです